



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

F-1 学生の就労選択肢

2023年3月20日午後5時に新規H-1Bビザ登録受付が終了しました。移民局のシステムの誤作動のために終了日が17日から20日に変更されました。3月末にはH-1Bの抽選が行われ、一般枠6万5千件、米国マスター枠2万件が選ばれます。当選した人は、4月から6月までの間に移民局にH-1Bを申請します。H-1Bの開始日は10月1日からとなります。もし6月末までに当選全員が申請を提出しなければ、残存枠に対してもう一度抽選があります。残存枠が償却されると、新規のH-1B申請は終了します。

【H-1B 当選者】 H-1Bに当選したF-1学生のOPTがH-1B申請中に切れる場合、その間就労を続けるためには下記の方法があります。

- **キャップ・ギャップ・エクステンション.** H-1Bの抽選に当選した人は、H-1Bの受領通知書を学校のインターナショナル・オフィスのDSO (Designated School Official) に提示すれば、I-20にH-1Bを9月30日まで延長と記載してくれます。この自動延長期間は、H-1Bが却下、拒否、もしくは取り消された時点で終了します。
- **STEM-OPT.** Science, Technology, Engineering, Mathematics (STEM) など理数系専攻の学生であれば、次の条件を満たせば、OPT期間をさらに24ヶ月間延長できます。(1) STEM分野で学士、修士、博士の学位を取得済みである、(2) OPT就労資格で米国雇用主のもとで専門分野と関連した職務に従事する、(3) 雇用主はE-Verify雇用資格確認システムに登録している。STEM-OPTは移民局に就労許可書(I-765)と一緒に研修計画書(I-983)を提出します。雇用主は学生の解雇や帰国を大学のインターナショナル・オフィスに報告する義務があります。

【H-1B 落選者】 H-1Bに当選しなかったF-1学生が滞在資格を維持するためには下記の選択肢があります。

- **STEM-OPT.** 理数系専攻の学生でSTEM-OPTの条件を満たせば、OPTをさらに2年間延長する。
- **F-1 延長.** 別の学位取得プログラムに入学し、F-1滞在資格を延長する。OPTは各学位レベルに対して12ヵ月付与されるので、学士号取得者が修士号プログラムに入学すれば、入学後9ヵ月たてば再度OPTを申請することができます。F-1学生滞在資格を維持すれば、OPT以外にも下記の選択肢があります。

◆ **CPT.** CPTとはCurricular Practical Trainingの略で、授業の一環として学位単位取得を目的とする就労、或は就労経験が学位取得のために必要な経験であると学部が認めた場合に、9ヶ月以上在籍した学生が申請することができます。学部の許可をもらえれば、インターナショナル・オフィスのDSOがSEVISシステムに雇用期間を記

入し、新たにI-20を発行します。CPTはパートタイムでもフルタイムでも申請できますが、大学の単位取得のための就労でなければ、学期中は週20時間まで、夏休中はフルタイムで申請することができます。ただ、CPTをフルタイムで12ヶ月間以上利用した場合、OPTの申請資格を失うので注意が必要です。

◆ **ハードシップ.** F-1学生ビザで一年間フルタイム在籍した学生は、予期できない経済的困難に陥れば、ハードシップによる就労許可証を申請することができます。例えば、学費送金者が病気になり送金不能になった、自国の通貨価値が下落したなど、自分がコントロールできない理由により経済的困難がきたらされたことを証明しなければなりません。

◆ **学校内での仕事.** F-1学生ビザは、学期中は週20時間まで、夏休中はフルタイムで学校内の仕事を就くことができます。例えば、大学の図書館、コンピューター室、カフェテリアなど、学生にサービスを提供するような職種が該当します。また、学部や教授が企業からリサーチ・プロジェクトなどを請負っている場合、修士号以上の学生は外部企業のリサーチ・プロジェクトに教授の助手として従事することができます。いずれも大学のインターナショナル・オフィスに校内就労許可を申請します。

【OPTの特急申請】 新型コロナの影響でOPTの審査期間の大幅に遅れており、就労開始に遅れがでるなど問題が生じていましたが、2023年3月6日からOPT就労許可証申請中の人は移民局に特急申請を要請することができるようになりました。4月3日からは就労許可書を新規に申請する人も特急サービスを利用することができます。特急申請料金\$1500、30日審査となります。

【OPTの非雇用期間制限】 注意すべき点は、12ヶ月のOPT期間中に雇用が合計で90日以上中断すればOPTが失効してしまいます。また、24ヶ月のSTEM-OPT期間は60日以上雇用が中断すれば、OPTが無効となります。従って、OPT雇用中断期間が規定日数を超えないように心がけることが大切です。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenghish.com
www.taylorenghish.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものでなく、一般的な情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものとする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻りに変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知ください。